

資料 49 大気汚染に係る環境基準等（令和 7（2025）年 12 月末現在）

ア 環境基準

物質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8告示）	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16告示）	溶液導電率法又は紫外線発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示）	非分散型赤外分析計を用いる方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19告示）	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

イ 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間における1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、前記の評価方法に関わらず、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。また、1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

光化学オキシダント

評価方法	5時から20時の昼間時間帯のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
評価対象	5時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知	等 昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知、環境大気常時監視マニュアル

微小粒子状物質

評価方法	長期基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。	長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価する。
	短期基準	1年分の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m ³ 以下であること。	
評価対象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。		
通知	平成21年環大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知		

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	①京都市地域（京都市） ②乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		③宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町） ④綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町）
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		⑤相楽地域（木津川市、精華町）

資料50 大気汚染に係る規制措置の状況（令和7（2025）年12月末現在）

根拠法令	大気汚染防止法	府条例																																																																																																																																	
ばい煙発生施設 排出基準	<p>第3条 (対象) 法に定める「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①硫黄酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>②ばいじん</td> <td>0.04~0.50(g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">有害物質</td> <td>③カドミウム及びその化合物</td> <td>1.0(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>④塩素</td> <td>30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑤塩化水素</td> <td>80,700(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素</td> <td>1.0~20(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑦鉛及びその化合物</td> <td>10~30(〃)</td> </tr> <tr> <td>⑧窒素酸化物</td> <td>60~2000(ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①地域毎に施設に適用される基準を設定 ②施設の種類及び規模によって基準を設定 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類の限定されている。</p>	物質	基準値	①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)	有害物質	③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)	④塩素	30(〃)	⑤塩化水素	80,700(〃)	⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0~20(〃)	⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)	⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(排出口及び敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>排出口 (/Nm³)</th> <th>敷地境界線上 (/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>3cm³</td> <td>0.03cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>弗素、弗化水素及び弗化珪素</td> <td>5mg</td> <td>0.05mg</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>亜鉛及びその化合物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>アクリルアルデヒド</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリロニトリル</td> <td>7cm³</td> <td>0.07cm³</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>10cm³</td> <td>0.1cm³</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>クロホルム</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>シアン化水素及びシアン化合物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>臭素</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>すず及びその化合物</td> <td>7mg</td> <td>0.07mg</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> <tr> <td>二硫化炭素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>2mg</td> <td>0.02mg</td> </tr> <tr> <td>フェノール</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ホスゲン</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>2cm³</td> <td>0.02cm³</td> </tr> <tr> <td>マンガン及びその化合物</td> <td>1mg</td> <td>0.01mg</td> </tr> <tr> <td>メタノール</td> <td>700cm³</td> <td>7cm³</td> </tr> <tr> <td>メチルエチルケトン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫酸</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>有害物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H8.3.14より前に設置された施設はホルムアルデヒドの排出口基準：2cm³ 敷地境界上基準：0.2cm³ ・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。 	物質	基準値		排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)	カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	塩素	3cm ³	0.03cm ³	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³	弗素、弗化水素及び弗化珪素	5mg	0.05mg	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg	窒素酸化物	100cm ³	1cm ³	亜鉛及びその化合物	20mg	0.2mg	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg	アンモニア	100cm ³	1cm ³	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³	キシレン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロホルム	30cm ³	0.3cm ³	シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³	臭素	0.3cm ³	0.003cm ³	すず及びその化合物	7mg	0.07mg	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	トルエン	200cm ³	2cm ³	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg	二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³	砒素及びその化合物	2mg	0.02mg	フェノール	20cm ³	0.2cm ³	ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³	ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³	ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³	マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg	メタノール	700cm ³	7cm ³	メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³	硫化水素	30cm ³	0.3cm ³	硫酸	3mg	0.03mg
	物質	基準値																																																																																																																																	
①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																																																																																		
②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)																																																																																																																																		
有害物質	③カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)																																																																																																																																	
	④塩素	30(〃)																																																																																																																																	
	⑤塩化水素	80,700(〃)																																																																																																																																	
	⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0~20(〃)																																																																																																																																	
	⑦鉛及びその化合物	10~30(〃)																																																																																																																																	
	⑧窒素酸化物	60~2000(ppm)																																																																																																																																	
	物質	基準値																																																																																																																																	
		排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)																																																																																																																																
カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																	
塩素	3cm ³	0.03cm ³																																																																																																																																	
塩化水素	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	5mg	0.05mg																																																																																																																																	
鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																	
窒素酸化物	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																	
亜鉛及びその化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																																	
アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																	
アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³																																																																																																																																	
アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																	
アンモニア	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																	
塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³																																																																																																																																	
キシレン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																	
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																	
クロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																	
シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																																	
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																	
臭素	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																	
すず及びその化合物	7mg	0.07mg																																																																																																																																	
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																	
銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																	
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																	
トルエン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																	
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg																																																																																																																																	
二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																	
砒素及びその化合物	2mg	0.02mg																																																																																																																																	
フェノール	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																	
ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																	
ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																	
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³																																																																																																																																	
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg																																																																																																																																	
メタノール	700cm ³	7cm ³																																																																																																																																	
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																	
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																	
硫酸	3mg	0.03mg																																																																																																																																	
総量規制基準	<p>第5条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であつて、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h以上のもの (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 特定工場(特定施設のうちのばい煙に係る施設を設置する工場、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h以上のもの) (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>同上(府内全域対象)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)	ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																							
物質	基準値																																																																																																																																		
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値																																																																																																																																		
物質	基準値																																																																																																																																		
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)																																																																																																																																		
ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																																		

根拠法令		大気汚染防止法	府条例																				
ばい煙発生施設	燃料使用基準	<p>第15条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満のもの</p> <p>(基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>燃料使用基準(硫黄含有率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重油その他の石油系燃料</td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満</td> <td>京都市区域</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満</td> <td>京都市区域</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.2%以下</td> </tr> </tbody> </table>	燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下	その他	0.8%以下	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下	その他	1.2%以下	<p>京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h未満のもの</p> <p>(基準値)</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下</td> </tr> </table>	燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下				
		燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)																		
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下																				
		その他	0.8%以下																				
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下																				
		その他	1.2%以下																				
燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下																							
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	<p>第17条の3 (対象) 法に定める「揮発性有機化合物排出施設」(9種類)</p> <p>規制物質及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))</td> <td>400~60,000(cm³/m³)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm ³ /m ³)																	
物質	基準値																						
揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm ³ /m ³)																						
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の3 (対象) 法に定める「一般粉じん発生施設」5種類</p> <p>(規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td rowspan="5">各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> </tr> <tr> <td>破碎機及び摩砕機</td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場	ベルトコンベア及びバケットコンベア	破碎機及び摩砕機	ふるい	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く。)</p> <p>(規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値(mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値(mg/Nm ³)	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
施設	基準																						
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																						
鉱物又は土石の堆積場																							
ベルトコンベア及びバケットコンベア																							
破碎機及び摩砕機																							
ふるい																							
物質	基準値(mg/Nm ³)																						
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																						
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																						
銅及びその化合物の粉じん	0.03																						
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																						
その他の粉じん	0.5																						
特定粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の5 (対象) 法に定める「特定粉じん発生施設」9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/L</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/L	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」</p> <p>(規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <tr> <td>法と同じ</td> </tr> </table>	法と同じ															
物質	基準値																						
石綿	10本/L																						
法と同じ																							
指定物質排出施設	抑制基準	<p>附則 (対象) 法に定める「指定物質排出施設」11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500(〃)</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500(〃)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)	トリクロロエチレン	150~500(〃)	テトラクロロエチレン	150~500(〃)													
物質	基準値																						
ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)																						
トリクロロエチレン	150~500(〃)																						
テトラクロロエチレン	150~500(〃)																						

根拠法令	大気汚染防止法	府条例																																
水銀排出施設	<p>第18条の27 (対象) 法に定める「水銀排出施設」 (基準値(排出口))</p> <table border="1" data-bbox="373 396 948 858"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="373 396 668 437">水銀排出施設</th> <th colspan="2" data-bbox="668 396 948 420">排出基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="668 420 782 456">新規施設</th> <th data-bbox="782 420 948 456">既存施設 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">石炭専燃ボイラー</td> <td colspan="2" rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> $8 \sim 400 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">大型石炭混焼ボイラー</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型石炭混燃ボイラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一次施設</td> <td>銅又は工業金</td> </tr> <tr> <td>鉛又は亜鉛</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二次施設</td> <td>銅、鉛又は亜鉛</td> </tr> <tr> <td>工業金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水銀含有汚泥等の焼却炉等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">セメントの製造の用に供する焼成炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 既存施設は、施行日について現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものも含む。)</p>	水銀排出施設		排出基準				新規施設	既存施設 (注)	石炭専燃ボイラー		$8 \sim 400 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。		大型石炭混焼ボイラー		小型石炭混燃ボイラー		一次施設	銅又は工業金	鉛又は亜鉛	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	工業金	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		水銀含有汚泥等の焼却炉等		セメントの製造の用に供する焼成炉		<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1" data-bbox="1214 396 1500 521"> <thead> <tr> <th data-bbox="1214 396 1353 456">物質</th> <th data-bbox="1353 396 1500 456">敷地境界線上 (mg/Nm^3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 456 1353 521">水銀及びその化合物</td> <td data-bbox="1353 456 1500 521">0.002</td> </tr> </tbody> </table>	物質	敷地境界線上 (mg/Nm^3)	水銀及びその化合物	0.002
	水銀排出施設		排出基準																															
		新規施設	既存施設 (注)																															
石炭専燃ボイラー		$8 \sim 400 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。																																
大型石炭混焼ボイラー																																		
小型石炭混燃ボイラー																																		
一次施設	銅又は工業金																																	
	鉛又は亜鉛																																	
二次施設	銅、鉛又は亜鉛																																	
	工業金																																	
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)																																		
水銀含有汚泥等の焼却炉等																																		
セメントの製造の用に供する焼成炉																																		
物質	敷地境界線上 (mg/Nm^3)																																	
水銀及びその化合物	0.002																																	

資料51 長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

項目		表示方法			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
二酸化窒素	一般環境 大気測定局	ゾーンを上 回る局数	ゾーン内の 局数	ゾーンを下 回る局数	0 0 24	0 0 24	0 0 24	0 0 24	0 0 24
		有効測定局数			23	24	24	24	24
		「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)			0.029	0.029	0.025	0.024	0.024
自動車 排出ガス測定局		ゾーンを上 回る局数	ゾーン内の 局数	ゾーンを下 回る局数	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7
		有効測定局数			7	7	7	7	7
浮遊粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			28/28	30/30	30/30	30/30	30/30
		同上 (%)			100	100	100	100	100
二酸化硫黄		環境基準達成局数/有効測定局数			10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		同上 (%)			100	100	100	100	100
一酸化炭素		環境基準達成局数/有効測定局数			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		同上 (%)			100	100	100	100	100
微小粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			28/28	28/28	29/29	29/29	29/29
		同上 (%)			100	100	100	100	100
光化学オキシダント		環境基準達成局数/測定局数			0/24	0/25	0/25	0/25	0/25
		同上 (%)			0	0	0	0	0

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局です。
 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。

資料52 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO, NO₂, NO+NO₂)測定結果(令和6(2024)年度)

市町	測定局	一酸化窒素(NO)				二酸化窒素(NO ₂)								窒素酸化物(NO+NO ₂)								
		年平均値	1時間最高値	日平均年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間最高値	日平均年間98%値	年平均値(N ₂ O+NO ₂)					
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)				
京都市	役所	0.001	0.042	0.005	279	7879	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.009	0.075	0.024	85.5
	壬生	0.001	0.041	0.005	363	8648	0.007	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.008	0.074	0.024	83.8
	伏見	0.001	0.070	0.008	359	8594	0.008	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.010	0.101	0.030	85.5
	山科	0.002	0.111	0.010	363	8642	0.008	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.010	0.148	0.028	76.8
	左京	0.001	0.028	0.004	354	8579	0.006	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.007	0.051	0.019	87.0
	西京	0.001	0.038	0.004	363	8650	0.006	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	0.007	0.064	0.020	84.9
	久我	0.002	0.076	0.009	363	8656	0.008	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	0.010	0.114	0.031	81.6
	北	0.001	0.039	0.005	346	8500	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	0.007	0.057	0.017	78.9
	醍醐	0.001	0.055	0.005	362	8649	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.008	0.085	0.024	86.5
	自排南	0.008	0.290	0.024	363	8649	0.013	0.143	0	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.3	0.028	0	0.021	0.352	0.050	63.3
	自排大宮	0.008	0.071	0.018	362	8642	0.014	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.022	0.107	0.042	63.1
	自排山科	0.004	0.101	0.016	362	8653	0.011	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.015	0.126	0.037	75.0
	自排上京	0.001	0.046	0.005	363	8643	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.008	0.063	0.021	81.6
	自排西ノ京	0.003	0.048	0.008	358	8558	0.008	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.011	0.074	0.025	71.0
向日市	向日陽	0.002	0.039	0.005	364	8691	0.006	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	0.008	0.070	0.022	76.9
大山崎町	大山崎	0.003	0.062	0.011	364	8694	0.010	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.013	0.090	0.032	75.8
久御山町	久御山	0.001	0.085	0.005	266	6379	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.009	0.112	0.024	84.7
宇治市	宇治	0.001	0.036	0.004	296	7078	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0	0.007	0.060	0.019	86.8
城陽市	城陽	0.001	0.068	0.004	364	8691	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	0.007	0.097	0.018	84.3
京田辺市	田辺	0.001	0.028	0.004	365	8683	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.008	0.044	0.019	87.4
精華町	精華	0.001	0.019	0.003	295	7065	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	0.008	0.042	0.016	82.4
木津川市	木津	0.001	0.024	0.002	361	8633	0.005	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0	0.005	0.048	0.012	88.8
亀岡市	亀岡	0.002	0.020	0.004	364	8692	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0.005	0.037	0.013	69.0
南丹市	南丹	0.000	0.010	0.001	364	8695	0.002	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0.002	0.027	0.005	89.0
綾部市	綾部	0.001	0.025	0.002	364	8690	0.003	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0	0.004	0.039	0.008	77.0
福知山市	福知山	0.000	0.031	0.002	365	8694	0.003	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.007	0	0.004	0.070	0.009	88.2
舞鶴市	舞鶴	0.001	0.027	0.003	353	8491	0.004	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0.005	0.045	0.010	81.7
宮津市	宮津	0.000	0.028	0.001	364	8689	0.002	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0.003	0.033	0.006	89.7
京丹後市	京丹後	0.000	0.021	0.001	364	8692	0.002	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0.002	0.040	0.006	86.2
八幡市	国道1号(自排)	0.007	0.098	0.022	365	8694	0.012	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	0.019	0.127	0.042	65.0
大山崎町	国道171号(自排)	0.008	0.093	0.021	361	8609	0.012	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.021	0.131	0.041	59.2

- (注) 1 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数です。

資料53 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（令和6（2024）年度）

市 町	測 定 局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有× 無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
京 都 市	市 役 所	265	7695	0.014	0	0.0	0	0.0	0.094	0.033	○	0
	壬 生	361	8696	0.013	0	0.0	1	0.3	0.143	0.031	○	0
	伏 見	358	8620	0.013	0	0.0	1	0.3	0.145	0.032	○	0
	山 科	363	8712	0.014	0	0.0	1	0.3	0.143	0.036	○	0
	左 京	357	8541	0.011	0	0.0	0	0.0	0.088	0.029	○	0
	西 京	361	8689	0.014	0	0.0	1	0.3	0.148	0.035	○	0
	久 我	359	8618	0.014	0	0.0	0	0.0	0.141	0.035	○	0
	醍 醐	357	8562	0.012	0	0.0	0	0.0	0.096	0.031	○	0
	自 排 南	357	8567	0.013	0	0.0	0	0.0	0.129	0.034	○	0
	自 排 大 宮	363	8713	0.014	0	0.0	1	0.3	0.141	0.033	○	0
自 排 山 科	361	8667	0.013	0	0.0	1	0.3	0.142	0.035	○	0	
自 排 上 京	364	8724	0.013	0	0.0	1	0.3	0.136	0.034	○	0	
自 排 西 ノ 京	358	8584	0.011	0	0.0	0	0.0	0.095	0.029	○	0	
向 日 市	向 陽	361	8685	0.012	0	0.0	0	0.0	0.083	0.028	○	0
大 山 崎 町	大 山 崎	363	8708	0.015	0	0.0	1	0.3	0.151	0.037	○	0
久 御 山 町	久 御 山	356	8547	0.016	0	0.0	0	0.0	0.141	0.042	○	0
宇 治 市	宇 治	363	8715	0.014	0	0.0	0	0.0	0.137	0.035	○	0
城 陽 市	城 陽	363	8716	0.014	0	0.0	0	0.0	0.138	0.034	○	0
京 田 辺 市	田 辺	363	8706	0.013	0	0.0	1	0.3	0.14	0.031	○	0
精 華 町	精 華	354	8525	0.014	0	0.0	0	0.0	0.132	0.033	○	0
木 津 川 市	木 津	355	8492	0.015	0	0.0	0	0.0	0.127	0.038	○	0
亀 岡 市	亀 岡	356	8546	0.017	0	0.0	0	0.0	0.149	0.047	○	0
南 丹 市	南 丹	356	8555	0.009	0	0.0	0	0.0	0.123	0.023	○	0
綾 部 市	綾 部	361	8670	0.009	0	0.0	0	0.0	0.081	0.024	○	0
福 知 山 市	福 知 山	363	8708	0.011	1	0.0	0	0.0	0.249	0.026	○	0
舞 鶴 市	東 舞 鶴	357	8550	0.017	0	0.0	0	0.0	0.122	0.044	○	0
宮 津 市	宮 津	363	8714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.152	0.034	○	0
京 丹 後 市	京 丹 後	358	8575	0.014	0	0.0	0	0.0	0.134	0.036	○	0
八 幡 市	国 道 1 号	363	8710	0.014	0	0.0	0	0.0	0.094	0.031	○	0
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	363	8705	0.012	0	0.0	0	0.0	0.102	0.031	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料54 光化学オキシダント（Ox）測定結果（令和6（2024）年度）

市 町	測 定 局	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の最高1時間値の年平均値 (ppm)
					(日)	時間数とその割合		(日)	時間数とその割合			
						(時間)	(%)		(時間)	(%)		
京 都 市	市 役 所	317	4039	0.035	51	235	5.8	0	0.0	0	0.097	0.047
	壬 生	365	5407	0.036	67	333	6.2	0	0.0	0	0.099	0.049
	伏 見	363	5370	0.036	78	375	7.0	0	0.0	0	0.106	0.050
	山 科	365	5408	0.035	64	311	5.8	0	0.0	0	0.099	0.047
	左 京	365	5337	0.033	59	285	5.3	0	0.0	0	0.105	0.046
	西 京	365	5405	0.035	67	315	5.8	0	0.0	0	0.095	0.048
	久 我	365	5409	0.035	71	336	6.2	0	0.0	0	0.104	0.049
	北 醍 醐	362	5222	0.034	48	235	4.5	0	0.0	0	0.092	0.046
	醍 醐	365	5412	0.035	67	328	6.1	0	0.0	0	0.102	0.049
	向 日 市	向 陽	365	5394	0.038	93	470	8.7	0	0.0	0	0.105
大 山 崎 町	大 山 崎	365	5421	0.035	73	339	6.3	0	0.0	0	0.104	0.049
久 御 山 町	久 御 山	365	5416	0.036	84	411	7.6	0	0.0	0	0.109	0.051
宇 治 市	宇 治	363	5380	0.037	80	394	7.3	0	0.0	0	0.111	0.051
城 陽 市	城 陽	365	5420	0.035	72	341	6.3	0	0.0	0	0.112	0.050
京 田 辺 市	田 辺	365	5413	0.035	74	355	6.6	1	0.3	1	0.122	0.050
精 華 町	精 華	365	5421	0.037	87	418	7.7	1	0.3	1	0.126	0.051
木 津 川 市	木 津	365	5412	0.037	96	459	8.5	1	0.3	2	0.125	0.053
亀 岡 市	亀 岡	365	5418	0.035	60	290	5.4	0	0.0	0	0.095	0.049
南 丹 市	南 丹	365	5420	0.033	53	264	4.9	0	0.0	0	0.091	0.047
綾 部 市	綾 部	365	5416	0.032	44	203	3.7	0	0.0	0	0.089	0.046
福 知 山 市	福 知 山	365	5402	0.033	49	238	4.4	0	0.0	0	0.089	0.047
舞 鶴 市	東 舞 鶴	365	5420	0.033	47	241	4.4	0	0.0	0	0.091	0.046
宮 津 市	宮 津	365	5402	0.037	53	260	4.8	0	0.0	0	0.091	0.048
京 丹 後 市	京 丹 後	365	5412	0.036	48	267	4.9	0	0.0	0	0.092	0.046
八 幡 市	国 道 1 号	365	5418	0.031	56	258	4.8	0	0.0	0	0.112	0.046

(注) 1 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
2 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

資料55 二酸化硫黄（SO₂）測定結果（令和6（2024）年度）

市町	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有× 無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
京都市	生見	360	8587	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.001	○	0
	伏見	358	8591	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.001	○	0
	山科	363	8652	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0
	西京	363	8654	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0
向日市	向日陽	364	8687	0.000	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0
久御山町	久御山	364	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
木津川市	木津	365	8688	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0
亀岡市	亀岡	365	8692	0.002	0	0.0	0	0.0	0.043	0.008	○	0
福知山市	福知山	365	8692	0.000	0	0.0	0	0.0	0.011	0.001	○	0
舞鶴市	東舞鶴	350	8382	0.001	0	0.0	0	0.0	0.060	0.003	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料56 一酸化炭素（CO）測定結果（令和6（2024）年度）

市町	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したことの有無 (有× 無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
					(回)	(%)	(日)	(%)				
京都市	自排南	364	8673	0.2	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	○	0
	自排大宮	365	8694	0.4	0	0.0	0	0.0	0.9	0.5	○	0
	自排山科	363	8666	0.2	0	0.0	0	0.0	1.0	0.4	○	0
大山崎町	国道171号	365	8713	0.3	0	0.0	0	0.0	0.7	0.5	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料57 非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素測定結果（令和6（2024）年度）

市 町	測 定 局	非メタン炭化水素										メ タ ン				全 炭 化 水 素							
		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年 平均値	6～9時測定 日数	6～9時3時間 平均値		6～9時3時間 平均値が 0.20ppmCを超え た日数と割合		6～9時3時間 平均値が 0.31ppmCを超え た日数と割合		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年 平均値	6～9時測定 日数	6～9時3時間 平均値		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年 平均値	6～9時測定 日数	6～9時3時間 平均値	
						最高値	最低値	最高値	最低値	最高値	最低値					最高値	最低値						
(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)		
京都市	伏見	8261	0.12	0.15	361	0.47	0.03	68	18.8	19	5.3	8261	2.06	2.08	361	2.35	1.90	8261	2.18	2.23	361	2.77	1.94
	醍醐	8316	0.10	0.13	364	0.35	0.01	37	10.2	4	1.1	8316	2.02	2.05	364	2.24	1.89	8316	2.12	2.17	364	2.56	1.94
	自排南	8277	0.15	0.18	363	0.54	0.04	102	28.1	25	6.9	8277	2.03	2.05	363	2.28	1.87	8277	2.17	2.23	363	2.71	1.94
	自排山科	8224	0.11	0.14	360	0.46	0.01	47	13.1	8	2.2	8224	2.02	2.05	360	2.27	1.88	8224	2.13	2.18	360	2.73	1.94
向日市	向陽	8681	0.08	0.11	364	0.87	0.01	43	11.8	15	4.1	8681	2.02	2.04	364	2.21	1.87	8681	2.10	2.15	364	2.99	1.90
久御山町	久御山	8707	0.11	0.14	365	0.52	0.01	81	22.2	15	4.1	8707	2.02	2.04	365	2.22	1.86	8707	2.13	2.18	365	2.65	1.89
京田辺市	田辺	8646	0.10	0.10	362	0.25	0.01	8	2.2	0	0.0	8646	2.01	2.04	362	2.19	1.88	8646	2.11	2.14	362	2.37	1.94
木津川市	木津	8680	0.08	0.08	364	0.21	0.03	1	0.3	0	0.0	8680	2.02	2.04	364	2.17	1.90	8680	2.09	2.12	364	2.31	1.97

(注) 1 51年8月13日付けで中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、指針値として光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCと示されています。

資料58 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (令和6(2024)年度)

市 町	測 定 局 名	有効測定数	年平均値	日 平 均 値 が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超 え た 日 数 と そ の 割		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 98 % 値
		(日)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)		
京都市	市 役 所	286	9.5	1	0.3	81	25.2
	壬 生	360	8.5	1	0.3	67	25.5
	伏 見	356	9.0	2	0.6	82	23.4
	山 科	362	7.8	1	0.3	76	24.3
	西 京	362	7.4	1	0.3	83	21.2
	醍 醐	363	8.2	1	0.3	71	25.0
	自 排 南	363	9.7	2	0.6	91	26.5
	自 排 大 宮	363	9.7	2	0.6	86	26.1
	自 排 山 科	363	8.9	2	0.6	87	27.0
	自 排 上 京	362	8.6	1	0.3	73	23.2
	自 排 西 ノ 京	362	8.2	1	0.3	69	23.8
向日市	向 陽	357	8.9	2	0.6	77	25.3
久御山町	久 御 山	356	8.7	1	0.3	68	25.9
宇治市	宇 治	356	8.9	2	0.6	75	26.1
城陽市	城 陽	355	9.8	2	0.6	80	25.4
京田辺市	田 辺	357	8.9	2	0.6	71	25.3
井手町	井 手	356	8.3	1	0.3	78	24.2
精華町	精 華	354	9.2	2	0.6	74	23.5
木津川市	木 津	355	8.4	1	0.3	69	23.6
南山城村	南 山 城	356	7.7	1	0.3	69	23.4
亀岡市	亀 岡	356	8.4	1	0.3	69	23.4
南丹市	南 丹	355	8.7	1	0.3	91	23.8
綾部市	綾 部	356	8.5	0	0.0	67	21.5
福知山市	福 知 山	358	8.5	1	0.3	108	21.7
舞鶴市	東 舞 鶴	357	7.6	0	0.0	65	20.9
宮津市	宮 津	357	8.1	0	0.0	70	21.4
京丹後市	京 丹 後	358	7.1	0	0.0	83	20.3
八幡市	国 道 1 号	356	10.2	3	0.8	78	26.2
大山崎町	国 道 1 7 1 号	356	9.3	3	0.8	79	26.9

資料59 二酸化窒素測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値（ppm）					
		昭和50年度 (1975)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京 都 市	市 役 所	0.033	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	壬 生	0.022	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
	伏 見	0.025	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008
	山 科	0.027	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
	左 京	0.022	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
	西 京	0.022	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	久 我	0.026	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008
	北	—	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005
	醍 醐	—	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
	自 排 南	0.042	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013
	自 排 大 宮	0.035	0.019	0.018	0.016	0.016	0.014
	自 排 山 科	0.033	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011
	自 排 上 京	0.028	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
自 排 西 ノ 京	0.028	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	
向 日 市	向 陽	0.019	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
大 山 崎 町	大 山 崎	—	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
久 御 山 町	久 御 山	0.019	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008
宇 治 市	宇 治	0.015	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006
城 陽 市	城 陽	0.025	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
京 田 辺 市	田 辺	[0.022]	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
精 華 町	精 華	—	0.007	0.007	0.008	0.007	0.006
木 津 川 市	木 津	0.029	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
亀 岡 市	亀 岡	—	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
南 丹 市	南 丹	—	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
綾 部 市	綾 部	—	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
福 知 山 市	福 知 山	0.017	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004
宮 津 市	宮 津	—	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
京 丹 後 市	京 丹 後	—	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
八 幡 市	国道1号（自排）	—	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
大 山 崎 町	国道171号（自排）	—	0.016	0.015	0.014	0.014	0.012

(注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、 [] で示しています。

資料60 浮遊粒子状物質測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (mg/m ³)					
		昭和50年度 (1975)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京 都 市	市 役 所	0.04	0.014	0.012	0.012	0.013	0.014
	壬 生	0.05	0.017	0.012	0.012	0.013	0.013
	伏 見	—	0.015	0.013	0.014	0.013	0.013
	山 科	0.05	0.015	0.013	0.014	0.015	0.014
	左 京	0.04	0.012	0.010	0.011	0.012	0.011
	西 京	0.04	0.015	0.013	0.014	0.015	0.014
	久 我	0.05	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014
	醍 醐	—	0.012	0.011	0.013	0.013	0.012
	自 排 南	0.06	0.016	0.015	0.017	0.013	0.013
	自 排 大 宮	0.07	0.018	0.016	0.017	0.017	0.014
	自 排 山 科	0.05	0.015	0.013	0.014	0.014	0.013
自 排 上 京	—	0.014	0.013	0.013	0.014	0.013	
自 排 西 ノ 京	0.07	0.015	0.011	0.012	0.012	0.011	
向 日 市	向 陽	—	0.012	0.011	0.011	0.012	0.012
大 山 崎 町	大 山 崎	—	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
久 御 山 町	久 御 山	—	0.020	0.018	0.016	0.017	0.016
宇 治 市	宇 治	—	0.015	0.013	0.013	0.014	0.014
城 陽 市	城 陽	—	0.015	0.013	0.013	0.014	0.014
京 田 辺 市	田 辺	—	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
精 華 町	精 華	—	0.014	0.013	0.014	0.015	0.014
木 津 川 市	木 津	—	0.018	0.014	0.017	0.017	0.015
亀 岡 市	亀 岡	—	0.018	0.017	0.017	0.017	0.017
南 丹 市	南 丹	—	0.010	0.008	0.010	0.010	0.009
綾 部 市	綾 部	—	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
福 知 山 市	福 知 山	—	0.012	0.010	0.011	0.011	0.011
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.019	0.017	0.017	0.017	0.017
宮 津 市	宮 津	—	0.014	0.013	0.013	0.014	0.013
京 丹 後 市	京 丹 後	—	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014
八 幡 市	国道1号（自排）	—	0.013	0.011	0.011	0.014	0.014
大 山 崎 町	国道171号（自排）	—	0.012	0.011	0.011	0.011	0.012

(注) 1 測定方法は、昭和50年度は光散乱法、平成11年度以降はベータ線吸収法です。

資料61 光化学オキシダント測定結果（経年変化）

市 町	測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値（ppm）				
		令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京 都 市	市 役 所	0.044	0.047	0.044	0.043	0.047
	壬 生	0.047	0.048	0.048	0.048	0.049
	伏 見	0.047	0.048	0.048	0.048	0.050
	山 科	0.045	0.045	0.045	0.045	0.047
	左 京	0.047	0.046	0.046	0.047	0.046
	西 京	0.048	0.047	0.048	0.047	0.048
	久 我	0.047	0.047	0.047	0.048	0.049
	北 醍	0.045	0.045	0.047	0.046	0.046
向日市	向 陽	0.050	0.049	0.050	0.050	0.052
大山崎町	大 山 崎	0.049	0.049	0.048	0.047	0.049
久御山町	久 御 山	0.049	0.049	0.049	0.050	0.051
宇治市	宇 治	0.050	0.049	0.049	0.050	0.051
城陽市	城 陽	0.049	0.049	0.048	0.049	0.050
京田辺市	田 辺	0.050	0.049	0.049	0.049	0.050
精華町	精 華	0.052	0.050	0.049	0.050	0.051
木津川市	木 津	0.050	0.049	0.051	0.050	0.053
亀岡市	亀 岡	0.048	0.047	0.047	0.046	0.049
南丹市	南 丹	0.047	0.047	0.047	0.046	0.047
綾部市	綾 部	0.045	0.045	0.045	0.045	0.046
福知山市	福 知 山	0.044	0.045	0.045	0.044	0.047
舞鶴市	東 舞 鶴	0.044	0.046	0.044	0.044	0.046
宮津市	宮 津	0.047	0.047	0.047	0.046	0.048
京丹後市	京 丹 後	0.046	0.047	0.046	0.045	0.046
八幡市	国 道 1 号	0.045	0.045	0.044	0.045	0.046

（注）1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

資料62 光化学オキシダント高濃度出現日数（経年変化）

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.12ppm以上となったことがある日数(日)					
		昭和50年度 (1975)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京 都 市	市 役 所	9	0	0	0	0	0
	壬 生	13	1	0	0	1	0
	伏 見	5	0	0	0	0	0
	山 科	2	0	0	0	0	0
	左 京	1	0	0	0	1	0
	西 京	6	1	0	0	1	0
	久 我	7	1	0	0	0	0
	北 醍	3	0	0	0	1	0
向日市	向 陽	7	1	0	0	1	0
大山崎町	大 山 崎	—	2	0	0	0	0
久御山町	久 御 山	16	1	0	0	0	0
宇治市	宇 治	6	1	0	1	1	0
城陽市	城 陽	7	2	0	0	0	0
京田辺市	田 辺	1	3	0	0	0	1
精華町	精 華	5	3	0	0	0	1
木津川市	木 津	4	2	0	0	0	1
亀岡市	亀 岡	—	0	0	0	0	0
南丹市	南 丹	—	0	0	0	0	0
綾部市	綾 部	—	0	0	0	0	0
福知山市	福 知 山	—	0	0	0	0	0
舞鶴市	東 舞 鶴	—	0	0	0	0	0
宮津市	宮 津	—	0	0	0	0	0
京丹後市	京 丹 後	—	0	0	0	0	0
八幡市	国 道 1 号	—	0	0	0	0	0

(注) 1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

2 昭和50年度については、「昼間の1時間値が0.15ppm以上となったことがある日数」を計上しています。

資料63 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

項 目		年 度		令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
年間発令日数及び被害の訴え者数				2日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)	1日 (0人)	0日 (0人)
年間発令時間				5時間30分	0時間00分	0時間00分	2時間00分	0時間00分
月別発令状況		5月		0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	1日 (0)	0日 (0)
		6月		0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)
		7月		0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)
		8月		2日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)
		9月		0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)	0日 (0)
地域別 発令状況	京都市地域	京都市		0回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	1回 (0)	0回 (0)
	乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町		1回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	1回 (0)	0回 (0)
	宇治地域	宇治市、城陽市、久御山町		1回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	1回 (0)	0回 (0)
	綴喜地域	八幡市、京田辺市、井手町		2回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	0回 (0)
	相楽地域	木津川市、精華町		2回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	0回 (0)	0回 (0)

- (注) 1 () 内は、被害の訴え者数
 2 年間発令時間は、いずれかの地域で発令されていた時間の合計

資料64 微小粒子状物質測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
		令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京都市	市 役 所	9.7	9.2	8.3	8.7	9.5
	壬 生	11.3	10.9	11.8	10.9	8.5
	伏 見	-	-	9.2	8.9	9.0
	山 科	9.9	9.6	9.7	8.9	7.8
	西 京	10.3	8.8	10.1	9.3	7.4
	醍 醐	10.8	9.6	11.2	10.3	8.2
	自 排 南	9.4	8.7	9.6	9.4	9.7
	自 排 大 宮	10.3	9.1	9.4	10.1	9.7
	自 排 山 科	8.5	7.7	8.8	8.1	8.9
	自 排 上 京	9.7	8.7	9.0	8.9	8.6
自 排 西 ノ 京	9.7	9.1	9.4	9.0	8.2	
向 日 市	向 陽	9.9	9.0	9.7	9.6	8.9
久 御 山 町	久 御 山	11.6	10.6	8.6	8.8	8.7
宇 治 市	宇 治	9.4	8.4	8.8	8.5	8.9
城 陽 市	城 陽	10.6	9.7	9.8	9.9	9.8
京 田 辺 市	田 辺	9.9	8.7	9.0	9.1	8.9
井 手 町	井 手	9.7	7.9	8.5	8.0	8.3
精 華 町	精 華	11.9	10.7	10.5	9.7	9.2
木 津 川 市	木 津	10.8	8.0	8.9	8.7	8.4
南 山 城 村	南 山 城	8.4	8.2	8.5	7.8	7.7
亀 岡 市	亀 岡	9.9	9.0	8.2	8.3	8.4
南 丹 市	南 丹	10.0	8.7	8.9	9.1	8.7
福 知 山 市	福 知 山	9.0	7.5	8.1	8.7	8.5
舞 鶴 市	東 舞 鶴	9.5	8.7	7.4	7.1	8.5
綾 部 市	綾 部	9.1	8.5	8.7	8.4	7.6
宮 津 市	宮 津	8.6	7.4	8.0	8.3	8.1
京 丹 後 市	京 丹 後	7.9	6.9	7.4	7.3	7.1
八 幡 市	国道1号（自排）	11.9	10.6	11.0	10.5	10.2
大 山 崎 町	国道171号（自排）	9.9	9.0	9.1	9.0	9.3

資料65 二酸化硫黄測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (ppm)						
		昭和45年度 (1970)	昭和50 (1975)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
京 都 市	壬 生	0.052	0.031	0.003	0.001	0.001	0.001	0.000
	南	0.048	0.019	—	—	—	—	—
	伏 見	0.051	0.019	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	山 科	0.032	[0.013]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	左 京	0.034	0.022	—	—	—	—	—
	西 京	0.028	0.013	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
向 日 市	向 陽	0.020	0.008	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
久 御 山 町	久 御 山	0.026	[0.022]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
木 津 川 市	木 津	—	[0.007]	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001
亀 岡 市	亀 岡	—	—	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
福 知 山	福 知 山	—	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.008	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001

(注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、[] で示しています。

資料66 一酸化炭素測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (ppm)					
		昭和50年度 (1975)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
京 都 市	自 排 南	3.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	自 排 大 宮	3.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
	自 排 山 科	2.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
大 山 崎 町	国道 171 号 (自排)	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

資料67 大気汚染常時監視測定局の測定項目一覧(令和7(2025)年度3月末現在)

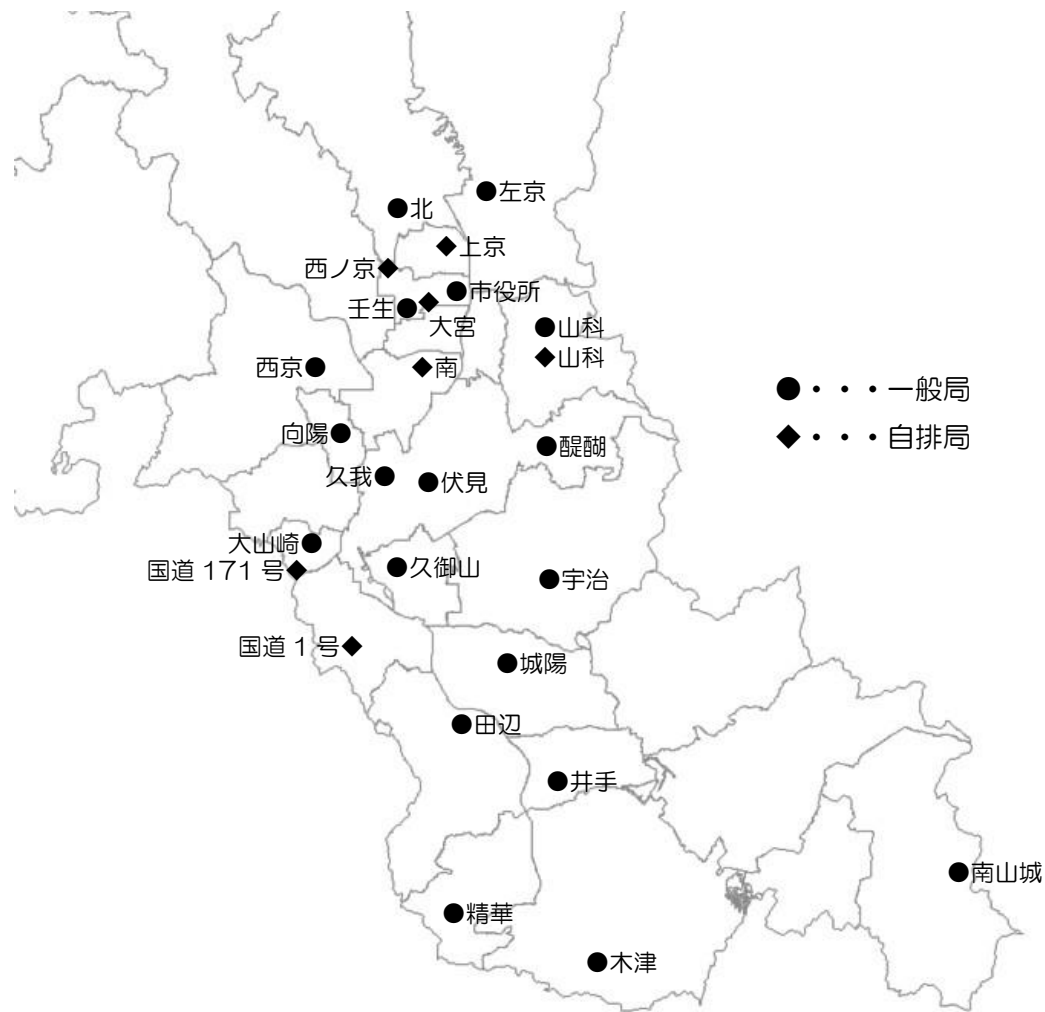
番号	測定区分	測定局名	所在地	用途地域	窒素化合物		浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	炭化水素		微小粒子状物質	風向	風速	温度	湿度	日射量	気圧			
					一酸化窒素	二酸化窒素					メタン	非メタン										
1	一般環境大気	市役所	京都市中京区寺町通御池上ル/京都市役所	商	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎							
2		壬生	京都市中京区壬生東高田町/京都看護大学	準工	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎						
3		伏見	京都市伏見区村上町/京都市衛生環境研究所	準工	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
4		山科	京都市山科区御陵四丁野町/京都薬科大学南校舎	住	◎	◎	◎	◎	◎					◎								
5		左京	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町/左京区総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎							◎	◎						
6		西京	京都市西京区樫原三宅町/市立樫原小学校	住	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎						
7		久我	京都市伏見区久我東町/市立神川小学校	住	◎	◎	◎	◎														
8		北	京都市北区紫野花ノ坊町/元ツラッティ千本	商	◎	◎		◎							◎	◎						
9		醍醐	京都市伏見区醍醐鍵尾町/市立池田小学校	住	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎						
10	自動車排出ガス	自排南	京都市南区西九条南田町/南区総合庁舎	商	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎									
11		自排大宮	京都市中京区錦大宮町/四条大宮交差点	商	◎	◎	◎			◎			◎									
12		自排山科	京都市山科区柳辻池尻町/山科区総合庁舎	商	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎									
13		自排上京	京都市上京区室町頭町/市立室町小学校	商	◎	◎	◎						◎									
14		自排西ノ京	京都市中京区西ノ京中保町/市立北野中学校	商	◎	◎	◎							◎								
15	一般環境大気	向陽	向日市森本町天神森	住	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎									
16		大山崎	大山崎町円明寺松田/大山崎中学校	住	◎	◎	◎	◎														
17		宇治	宇治市宇治若森/山城北保健所	住	◎	◎	◎	◎						◎								
18		久御山	久御山町坊之池高河原/久御山中学校	その他	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
19		城陽	城陽市寺田宮ノ平/城陽高等学校	住	◎	◎	◎	◎						◎								
20		田辺	京田辺市田辺明田/田辺総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎								
21		井手	井手町井手野神/井手町立井手小学校	住										◎								
22		精華	精華町光台/けいはんなプラザ	商	◎	◎	◎	◎						◎								
23		木津	木津川市木津上戸/木津総合庁舎	準工	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎								
24		南山城	南山城村北大河原中谷/南山城保育園	その他										◎								
25		亀岡	亀岡市余部町五反田/農林センター	その他	◎	◎	◎	◎	◎					◎								
26		南丹	南丹市園部町黒田	その他	◎	◎	◎	◎						◎								
27		綾部	綾部市宮代町土代/綾部市営住宅内	住	◎	◎	◎	◎						◎								
28		福知山	福知山市岡ノ/伯耆丸公園	商	◎	◎	◎	◎	◎					◎								
29		東舞鶴	舞鶴市溝尻/新舞鶴小学校	住	◎	◎	◎	◎	◎					◎								
30		宮津	宮津市吉原/宮津総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎						◎								
31		京丹後	京丹後市峰山町丹後/峰山総合庁舎	その他	◎	◎	◎	◎						◎								
32	自動車排出ガス	国道171号	大山崎町字茶屋地先	工	◎	◎	◎			◎			◎									
33	自動車排出ガス	国道1号	八幡市戸津堂田	その他	◎	◎	◎	◎					◎									

(注) 1 番号1~14は、京都市が常時監視

資料 68 大気汚染測定局設置状況(令和7(2025)年3月末現在)



府北部・中部地域



- . . . 一般局
- ◆ . . . 自排局

府南部地域

資料69 有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果（令和6（2024）年度）

測定物質名	単位	区分	測定地点	令和6年度結果 (2024)			令和5年度結果 (2023)	令和5年度全国測定結果 (2023)		
				最小値	最大値	平均値	平均値	平均値	最小値	最大値
ベンゼン (環境基準：3以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.055	0.77	0.42	0.50	0.65	0.33	1.8
			久御山	0.29	1.3	0.56				
			京都市南部まち美化事務所	0.092	0.79	0.48				
		沿道	自排局大宮	0.16	1.1	0.66	0.78	0.32	1.5	
			自排局山科	0.13	0.9	0.51				
国道171号	0.30		1.2	0.56						
沿道	国道1号	0.39	1.5	0.74	0.82					
トリクロロエチレン (環境基準：130以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00025	0.25	0.089	0.13	0.27	0.0018	2.1
			久御山	0.035	1.4	0.57				
テトラクロロエチレン (環境基準：200以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.004	0.28	0.075	0.15	0.076	0.0019	0.49
			久御山	0.01	0.29	0.098				
ジクロロメタン (環境基準：150以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.47	2.1	1.2	2.0	1.3	0.37	6.0
			久御山	0.58	4.9	1.8				
アクリロニトリル	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00055	0.14	0.031	0.071	0.041	0.00080	0.38
			久御山	0.0016	0.065	0.022				
アセトアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.0	3.8	2.2	3.9	2.1	0.67	4.9
			久御山	0.57	3.1	1.5				
		沿道	自排局大宮	1.1	4.7	2.6	3.1	2.2	0.80	5.8
			自排局山科	0.8	3.4	2.1				
			国道171号	0.54	2.6	1.5				
沿道	国道1号	0.42	2.9	1.8	2.0					
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00045	0.091	0.017	0.001	0.026	0.0015	0.39
			久御山	0.0013	0.028	0.0082				
			京都市南部まち美化事務所	0.00045	0.093	0.016				
塩化メチル	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	1.4	1.2	1.2	1.4	0.30	3.2
			久御山	1.1	2.0	1.4				
クロロホルム	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.039	0.70	0.36	0.60	0.24	0.063	5.7
			久御山	0.12	0.42	0.23				
酸化エチレン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.015	0.18	0.052	0.074	0.067	0.015	1.9
			久御山	0.10	0.17	0.13				
1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.005	0.26	0.10	0.19	0.14	0.055	0.97
			久御山	0.058	0.47	0.15				
			京都市南部まち美化事務所	0.0045	0.25	0.099				
トルエン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.68	3.9	2.4	4.7	4.6	0.46	31
			久御山	1.4	30	11				
		沿道	京都市南部まち美化事務所	1.3	14	6.5	9.4	5.9	0.34	25
			自排局大宮	1.2	8.0	3.7				
			自排局山科	1.5	6.2	3.4				
沿道	国道171号	1.1	12	5.6	5.4					
沿道	国道1号	3.1	43	15	17					
1, 3-ブタジエン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.002	0.068	0.026	0.016	0.060	0.0029	0.63
			久御山	0.009	0.10	0.037				
			京都市南部まち美化事務所	0.002	0.061	0.033				
		沿道	自排局大宮	0.002	0.15	0.078	0.094	0.077	0.0081	0.40
			自排局山科	0.002	0.10	0.040				
国道171号	0.012		0.072	0.040						
沿道	国道1号	0.038	0.13	0.064	0.077					
ホルムアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	2.1	7.7	4.1	5.2	2.4	0.27	5.2
			久御山	0.75	3.0	1.7				
		沿道	自排局大宮	1.4	6.7	3.3	4.3	2.6	1.0	7.3
			自排局山科	1.3	6.1	2.8				
			国道171号	0.71	3.4	1.6				
沿道	国道1号	0.92	3.3	1.9	2.3					
クロム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.30	8.9	3.3	2.2	3.6	0.059	25
			久御山	1.0	6.0	2.4				
		沿道	国道171号	1.6	1.9	1.8	3.1	5.3	1.1	30
国道1号	2.6		3.6	3.1						
六価クロム化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.008	0.11	0.019	0.035	0.012	0.0076	0.87
			久御山	0.010	0.020	0.015				
		沿道	国道171号	0.003	0.020	0.012	0.012	0.18	0.022	1.9
国道1号	0.008		0.034	0.021						
水銀及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	1.8	1.4	1.6	1.7	1.0	4.4
			久御山	1.0	2.5	1.7				
ニッケル化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.5	7.2	2.6	2.8	2.2	0.053	29
			久御山	0.5	3.5	1.8				
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.05	1.3	0.48	1.3	0.93	0.043	4.4
			久御山	0.28	2.5	1.3				
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0002	0.0097	0.0019	0.0071	0.019	0.00080	0.40
			久御山	0.001	0.025	0.012				
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0075	0.24	0.081	0.046	0.13	0.0070	1.3
			久御山	0.016	0.20	0.067				
		沿道	自排局大宮	0.017	0.31	0.14	0.10	0.11	0.025	0.56
			自排局山科	0.020	0.18	0.079				
			国道171号	0.014	0.19	0.072				
沿道	国道1号	0.028	0.23	0.093	0.13					
マンガン及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.9	48	16	7.8	16	0.38	60
			久御山	3.2	56	16				

(注) 1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。
 2 環境基準は年平均値で評価します。
 3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排局大宮及び自排局山科の結果については、京都市が測定したものです。
 4 1 μg = 100万分の1g、1 ng = 10億分の1g
 5 令和4年度全国測定結果は、各測定地点での年平均値の各地域分類別の全国平均、最小及び最大を示しています。

資料 70 自動車排出ガス規制値（令和 7（2025）年 12 月末現在）

(1) ガソリン・LPG 車

() 内の数値は平均値

種別	成分	走行モード等	平成17 (2005)	平成19 (2007)	平成21 (2009)	平成30 (2018)		令和元 (2019)		令和2 (2020)	
						WLTC (g/km)					
ガソリン・LPG車	乗用車	CO	10・15M	1.92 (1.15)		←	WLTC (g/km)	2.03 (1.15)			←
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.08 (0.05)		←		0.16 (0.10)			←
		NOx	10・15M + 11M (g/km)	0.08 (0.05)		←		0.08 (0.05)			←
		PM	注1	—	注2	0.007 (0.005)		0.007 (0.005)			注3
	軽自動車	CO	10・15M		6.67 (4.02)	←	WLTC (g/km)	7.06 (4.02)			←
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)		0.08 (0.05)	←		0.16 (0.10)			←
		NOx	10・15M + 11M (g/km)		0.08 (0.05)	←		0.08 (0.05)			←
		PM	注1		注2	0.007 (0.005)		0.007 (0.005)			注3
	軽量車 (GVW ≤ 1.7t)	CO	10・15M	1.92 (1.15)		←	WLTC (g/km)	2.03 (1.15)			←
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.08 (0.05)		←		0.16 (0.10)			←
		NOx	10・15M + 11M (g/km)	0.08 (0.05)		←		0.08 (0.05)			←
		PM	注1	—	注2	0.007 (0.005)		0.007 (0.005)			注3
	中量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	CO	10・15M	4.08 (2.55)		←	WLTC (g/km)	4.48 (2.55)			←
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.08 (0.05)		←		0.23 (0.15)			←
		NOx	10・15M + 11M (g/km)	0.10 (0.07)		←		0.11 (0.07)			←
		PM	注1		注2	0.009 (0.007)		0.009 (0.007)			注3
	重量車 (3.5t < GVW)	CO	JE05M (g/kWh)	21.3 (16.0)		←	WLTC (g/km)				←
		NMHC	JE05M (g/kWh)	0.31 (0.23)		←					←
		NOx	JE05M (g/kWh)	0.9 (0.7)		←					←
		PM	注1	—	注2	0.013 (0.010)					注3

※ GVWは車両総重量

※CO：一酸化炭素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

注1 平成17 (2005) 年規制からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20 (2008) 年からは、JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23 (2011) 年からはJC08試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用する。

注2 吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用される。

注3 全ての筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対して適用される。

(2) ディーゼル車

() 内の数値は平均値

種別	成分	走行モード等	平成17 (2005)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)		令和元 (2019)		
ディーゼル車	乗用車	CO	10・15M	0.84 (0.63)	←				WLTC (g/km)	0.88 (0.63)		
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.032 (0.024)	←			0.037 (0.024)				
		NOx (小型)	10・15M + 11M (g/km)	0.19 (0.14)		0.11 (0.08)				0.23 (0.15)		
		NOx (中型)	10・15M + 11M (g/km)	0.20 (0.15)						0.009 (0.005)		
		PM (小型)	注1	0.017 (0.013)		0.007 (0.005)						
		PM (中型)	注1	0.019 (0.014)								
	軽量車 (GVW ≤ 1.7t)	CO	10・15M	0.84 (0.63)	←				WLTC (g/km)	0.88 (0.63)		
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.032 (0.024)	←			0.037 (0.024)				
		NOx	10・15M + 11M (g/km)	0.19 (0.14)		0.11 (0.08)				0.23 (0.15)		
		PM	注1	0.017 (0.013)		0.007 (0.005)				0.009 (0.005)		
	中量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	CO	10・15M	0.84 (0.63)	←				WLTC (g/km)	0.88 (0.63)		
		NMHC	10・15M + 11M (g/km)	0.032 (0.024)	←			0.037 (0.024)				
		NOx	10・15M + 11M (g/km)	0.33 (0.25)	0.20 (0.15)	0.20 (0.15)				0.36 (0.24)		
		PM	注1	0.020 (0.015)	0.009 (0.007)	0.009 (0.007)	注2			0.013 (0.007)		
	重量車 (3.5t < GVW)	CO	JE05M (g/kWh)	2.95 (2.22)	←	←			WLTC (g/km)	←		
		NMHC	JE05M (g/kWh)	0.23 (0.17)	←	←				←		
		NOx	JE05M (g/kWh)	2.7 (2.0)	0.9 (0.7)	0.9 (0.7)	注3	0.7 (0.4)		注5		0.7 (0.4)
		PM	注1	0.036 (0.027)	0.013 (0.010)	0.013 (0.010)	注3	←		←		←

※ GVWは車両総重量

※CO：一酸化炭素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

注1 平成17 (2005) 年規制からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20 (2008) 年からは、JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23 (2011) 年からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用する。

注2 中量車のうち1.7t < GVW ≤ 2.5tについては平成22 (2010) 年10月より規制

注3 重量車のうち3.5t < GVW ≤ 12tについては平成22 (2010) 年10月より規制

注4 平成28 (2016) 年規制からはWHSCの測定値並びにWHTC (冷機状態) への測定値に0.14を乗じた値とWHTC (暖機状態) の測定値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用する。

注5 重量車のうちGVW7.5tを超えるトラックについては平成29 (2017) 年10月より規制

注6 重量車のうち3.5t < GVW ≤ 7.5tについては平成30 (2018) 年10月より規制

(3) 特殊自動車

種別		成分	試験モード	平成15 (2003)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)		
ディーゼル	定格出力19kW以上37kW未満のもの	CO		6.50(5.0)		—				6.5(5.0)			8M又はRMC並びにNRTC	6.5(5.0)	
		NMHC	8M (g/kWh)	1.95(1.5)		1.33(1.0)				8M及びNRTC (g/kWh)	0.9(0.7)			0.9(0.7)	
		NOx		10.4(8.0)		7.98(6.0)					5.3(4.0)			5.3(4.0)	
		PM		1.04(0.8)		0.53(0.4)					0.04(0.03)			0.04(0.03)	
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	CO		6.50(5.0)		—					6.5(5.0)			8M又はRMC並びにNRTC	6.5(5.0)
		NMHC	8M (g/kWh)	1.69(1.3)		0.93(0.7)					8M及びNRTC (g/kWh)	0.9(0.7)			0.9(0.7)
		NOx		9.10(7.0)		5.32(4.0)					5.3(4.0)			5.3(4.0)	
		PM		0.52(0.4)		0.40(0.3)					0.033(0.025)			0.033(0.025)	
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	CO		6.50(5.0)		—					6.5(5.0)			8M又はRMC並びにNRTC	6.5(5.0)
		NMHC	8M (g/kWh)	1.69(1.3)		0.93(0.7)				SM及びNRTC (g/kWh)	0.25(0.19)			0.25(0.19)	
		NOx		9.10(7.0)		5.32(4.0)				4.4(3.3)				0.53(0.4)	
		PM		0.52(0.4)		0.33(0.25)				0.03(0.02)				0.03(0.02)	
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	CO		6.50(5.0)		—					6.5(5.0)			8M又はRMC並びにNRTC	6.5(5.0)
		NMHC	8M (g/kWh)	1.30(1.0)		0.53(0.4)				0.25(0.19)				0.25(0.19)	
		NOx		7.80(6.0)		4.79(3.6)				4.4(3.3)				0.53(0.4)	
		PM		0.39(0.3)		0.27(0.2)				0.03(0.02)				0.03(0.02)	
	定格出力130kW以上560kW未満のもの	CO		4.55(3.5)		—			4.6(3.5)					8M又はRMC並びにNRTC	4.6(3.5)
		NMHC	8M (g/kWh)	1.30(1.0)	0.53(0.4)				0.25(0.19)					0.25(0.19)	
		NOx		7.80(6.0)	4.79(3.6)				2.7(2.0)					0.53(0.4)	
		PM		0.26(0.2)	0.23(0.17)				0.03(0.02)					0.03(0.02)	
ガソリン-LPG	定格出力19kW以上560kW未満のもの	CO				26.6(20.0)									
		HC				0.80(0.6)									
		NOx				0.80(0.6)									

※CO：一酸化炭素、NMHC：非メタン炭化水素、HC：炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

(4) 二輪車

種別		成分	走行モード	平成28 (2016)	令和2 (2020)	
ガソリン	最高速度50km/h以下かつ総排気量0.050ℓ以下	CO	二輪車モード (g/km) 注1	(2.0)		
		HC		(0.50)		
		NOx		(0.15)		
		PM		—		
	クラス1 注2	CO	WMTC (g/km) 注6	(1.14)	1.33(1.00)	
		HC		(0.30)	0.13(0.10)	
		NMHC		—	0.088(0.068)	
		NOx		(0.07)	0.096(0.060)	
	クラス2 注3	CO	WMTC (g/km) 注6	1.58(1.14)	1.33(1.00)	
		HC		0.24(0.20)	0.13(0.10)	
		NMHC		—	0.088(0.068)	
		NOx		0.10(0.07)	0.096(0.060)	
	クラス3 注4	CO	WMTC (g/km) 注6	1.58(1.14)	1.33(1.00)	
		HC		0.21(0.17)	0.13(0.10)	
		NMHC		—	0.088(0.068)	
		NOx		0.14(0.09)	0.096(0.060)	
				PM 注5	—	0.0063(0.0045)

※CO：一酸化炭素、NMHC：非メタン炭化水素、HC：炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

注1 平成18(2006)年より二輪車試験モードは、コールドスタートに順次変更

注2 クラス1：総排気量0.050ℓ超0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満の二輪車

注3 クラス2：総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満、又は、総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未満の二輪車

注4 クラス3：最高速度130km/h以上の二輪車

注5 平成28(2016)年よりWMTCで定める走行サイクルに応じて冷機時試験及び暖機時試験を実施し、各試験時の排出量に重み係数を乗じて算出した値の和に対し適用する。

注6 直噴エンジン搭載車のみ適用

資料71 京都府における車種別自動車保有台数の推移

(単位：台)

年度	自動車 保有台数	貨物用			被 けん引車	乗合用	乗用			特種用途用		小型 二輪車	軽自動車
		計	普通車	小型車			計	普通車	小型車	普通車・ 小型車	大 型 特殊車		
昭和40 (1965)	195,269	51,606	4,935	46,550	121	2,377	50,561	1,090	49,471	2,058	342	949	87,376
昭和50 (1975)	598,643	127,086	16,122	110,659	305	3,934	312,548	5,566	306,982	6,324	1,584	5,657	141,510
昭和60 (1985)	909,772	136,068	23,885	111,690	493	4,378	510,386	20,621	489,765	10,126	2,366	18,427	228,021
平成5 (1993)	1,198,322	143,084	35,749	106,648	687	4,796	682,643	113,659	568,984	15,156	3,193	24,158	325,292
平成6 (1994)	1,226,258	143,536	37,770	105,066	700	4,741	699,712	141,293	558,419	16,131	3,320	25,404	333,414
平成7 (1995)	1,259,985	144,053	39,545	103,725	783	4,769	719,935	171,306	548,629	17,459	3,413	26,458	343,898
平成8 (1996)	1,290,301	144,563	41,061	102,690	812	4,768	739,485	203,386	536,099	18,979	3,407	27,074	352,025
平成9 (1997)	1,306,865	142,479	41,519	100,106	854	4,617	750,791	228,453	522,338	20,207	3,463	27,918	357,390
平成10 (1998)	1,315,291	138,588	41,087	97,501	874	4,566	754,544	244,765	509,779	21,714	3,495	28,312	364,072
平成11 (1999)	1,326,405	134,313	40,482	93,831	897	4,525	754,643	259,389	495,254	22,655	3,508	28,336	378,425
平成12 (2000)	1,334,640	130,194	40,186	90,008	899	4,538	755,156	273,667	481,489	23,254	3,532	28,536	389,430
平成13 (2001)	1,339,369	126,038	39,670	86,368	880	4,555	752,790	284,783	468,007	22,451	3,548	28,886	400,221
平成14 (2002)	1,340,732	122,563	39,240	83,323	882	4,567	746,652	287,890	458,762	22,421	3,558	29,054	411,035
平成15 (2003)	1,346,122	177,565	36,555	81,010	836	4,480	746,305	295,012	451,293	22,181	3,524	28,975	422,256
平成16 (2004)	1,363,133	116,503	37,121	79,382	809	4,595	747,809	301,503	446,306	22,126	3,490	29,303	438,498
平成17 (2005)	1,335,205	116,701	38,340	78,361	836	4,579	747,200	305,209	441,991	22,254	3,485	29,662	410,488
平成18 (2006)	1,338,188	113,392	39,176	74,216	890	4,593	739,940	306,443	433,497	22,175	3,516	29,885	423,797
平成19 (2007)	1,355,058	110,363	38,560	71,803	861	4,678	708,986	301,498	407,488	22,175	3,500	30,012	474,483
平成20 (2008)	1,342,712	102,318	35,370	66,948	811	4,670	695,469	298,902	396,567	21,086	3,508	30,084	484,766
平成21 (2009)	1,333,315	97,619	33,745	63,874	781	4,643	686,302	297,642	388,660	20,739	3,468	30,166	489,597
平成22 (2010)	1,326,722	94,717	33,052	61,665	753	4,629	679,612	299,095	380,517	20,430	3,440	30,312	492,829
平成23 (2011)	1,328,524	92,392	32,571	59,821	756	4,612	676,897	301,878	375,019	20,384	3,418	30,145	499,920
平成24 (2012)	1,328,963	90,263	32,141	58,122	767	4,644	670,623	303,028	367,595	20,397	3,454	30,549	508,266
平成25 (2013)	1,335,037	89,426	32,163	57,263	743	4,669	664,549	306,508	358,041	20,392	3,503	31,125	520,630
平成26 (2014)	1,337,229	88,947	32,518	56,429	747	4,724	655,668	307,228	348,440	20,480	3,511	31,351	531,801
平成27 (2015)	1,337,244	88,713	32,950	55,763	783	4,759	650,804	310,792	340,012	20,581	3,526	31,751	536,327
平成28 (2016)	1,336,004	88,649	33,348	55,301	810	4,783	650,207	316,448	333,759	20,783	3,517	31,869	535,386
平成29 (2017)	1,335,788	88,794	33,789	55,005	832	4,807	649,146	322,675	326,471	20,985	3,529	32,010	535,685
平成30 (2018)	1,338,224	89,495	34,279	55,216	892	4,820	645,596	328,083	317,513	21,247	3,566	32,826	539,782
令和元 (2019)	1,337,364	89,838	34,940	54,898	970	4,801	641,112	332,697	308,415	21,501	3,610	33,290	542,242
令和2 (2020)	1,341,472	90,405	35,298	55,107	1,020	4,634	638,001	338,201	299,800	21,710	3,604	33,161	548,937
令和3 (2021)	1,337,638	90,536	35,500	55,036	1,081	4,551	633,450	342,282	291,168	21,856	3,570	34,142	548,452
令和4 (2022)	1,341,346	90,887	35,639	55,248	1,078	4,487	628,891	346,297	282,594	22,115	3,578	35,127	555,183
令和5 (2023)	1,341,603	91,008	35,835	55,173	1,090	4,460	626,508	353,286	273,222	22,288	3,591	35,950	556,708
令和6 (2024)	1,342,945	91,053	36,022	55,031	1,113	4,427	625,003	359,791	265,212	22,588	3,624	36,565	558,572

※1 各年度末現在の台数（軽自動車には軽二輪を含む。）
 2 出典：近畿運輸局資料

資料72 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況（令和7（2025）年3月末現在）

保健所	市町村	項 施設	1	2	4	5	6	9	10	11	13	21	24	25	29	30	31	合 計	
			ボイラー	ガス発生炉・加熱炉	金属溶鉱炉	金属溶解炉	金属加熱炉	焼成炉・熔融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	リン肥料製造用反応施設等	溶解炉	鉛二次精錬用等溶解炉	鉛蓄電池製造用溶解炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	施設数
乙 訓	向日市		7													3	4	14	7
	長岡京市		96							6	3				6	9	3	123	32
	大山崎町		20							2	3				1	13	3	42	9
	小計		123							8	6				7	25	10	179	48
山城北	宇治市		102			1		3	2	2	2				3	40	8	163	60
	城陽市		66			3	1				2					16		88	30
	久御山町		60			4									4	17	1	86	40
	八幡市		29							1	1		8		2	22	3	66	24
	京田辺市		34				3				5				2	8	5	57	21
	井手町		30															30	9
	宇治田原町		11				1									3		15	8
	小計		332			8	5	3	2	3	10		8		11	106	17	505	192
山城南	木津川市		24					1			2				17	19	3	66	36
	笠置町		2															2	1
	和東町		5								2							7	4
	精華町		27												8	50	3	88	28
	南山城村		1													2		3	2
	小計		59					1			4				25	71	6	166	71
南 丹	亀岡市		71			4	3			1	4		1		3	22	1	110	45
	南丹市		60				10		1	3	3				4	13		94	40
	京丹波町		28				3			2						9	2	44	20
	小計		159			4	16		1	6	7		1		7	44	3	248	105
中丹西	福知山市		135			6	4	79		12	4			14	3	56	2	315	74
	小計		135			6	4	79		12	4			14	3	56	2	315	74
中丹東	舞鶴市		73			1		2		9	5	1	3		2	31	1	128	53
	綾部市		34				4			4	2				1	11		56	28
	小計		107			1	4	2		13	7	1	3		3	42	1	184	81
丹 後	宮津市		27		5					5	2				3	7		49	27
	京丹後市		62				9			3	7				1	20		102	50
	伊根町		1															1	1
	与謝野町		16			1									2	2		21	14
	小計		106		5	1	9			8	9				6	29		173	92
計			1,021		5	20	38	85	3	50	47	1	12	14	62	373	39	1,770	663
京 都 市			712			18	9	2	1	5	17			78	94	491	57	1,484	605
合 計			1,733		5	38	47	87	4	55	64	1	12	92	156	864	96	3,254	1,268

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料73 大気汚防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況
(令和7(2025)年3月末現在)

法施行令 別表第1 の項番号	施設名	南部地域		中北部地域	合計
		総量規制地域		その他の地域	
		京都市区域	山城区域		
1	ボイラー	712	414	607	1,733
2	ガス発生炉・加熱炉				
3	焙焼炉・焼結炉等				
4	溶鋳炉等			5	5
5	金属溶解炉	18	8	12	38
6	金属加熱炉	9	4	34	47
7	加熱炉				
8、8の2	触媒再生塔・燃焼炉				
9	焼成炉・溶融炉	2	3	82	87
10	反応炉・直火炉	1	2	1	4
11	乾燥炉	5	11	39	55
12	電気炉				
13	廃棄物焼却炉	17	16	31	64
14	銅鉛等精錬用焙焼炉等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉		8	4	12
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	78		14	92
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コークス炉				
29	ガスタービン	94	18	44	156
30	ディーゼル機関	491	128	245	864
31	ガス機関	57	27	12	96
32	ガソリン機関				
合計		1,484	639	1,131	3,254
工場・事業場数		605	223	440	1,268

(注) 大気汚防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料74 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定工場内のばい煙・粉じんに係る施設の設置状況（令和7（2025）年3月末現在）

保健所	市町村	種 項	ばい煙に係る施設					一般粉じんに係る施設			工場数	
			2	4	6	9	10	合計	4	5		合計
			施設 廃棄物 焼却炉	張合せ 機械等	反 応 設 施	酸 洗 淨 施 設	プ ラ ッ ク ス ク 合 等 配 施 設		鑄 物 製 品 理 設 後 施 造 粒 施 設			
乙訓	向日市											
	長岡京市											
	大山崎町					16	11	27				2
	小計					16	11	27				2
山城北	宇治市			206	183			389				2
	城陽市											
	久御山町											
	八幡市											
	京田辺市											
	井手町											
	宇治田原町											
	小計			206	183			389				2
山城南	木津川市											
	笠置町											
	和束町											
	精華町											
	小計											
南丹	亀岡市											
	南丹市											
	小計											
中丹西	福知山市			199				199				3
	小計			199				199				3
中丹東	舞鶴市		20	1			1	22		1	1	3
	綾部市						81	81				1
	小計		20	1	81	1	103		1	1	4	
丹後	宮津市											
	京丹后市											
	伊根町											
	与謝野町											
	小計											
計			20	406	280	12	718		1	1	11	
京都市					5		5	6		6	2	
合計			20	406	285	12	723	6	1	7	13	

資料75 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況（令和7（2025）年3月末現在）

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向日市		6				6	2			
	長岡京市		2		1		3	2			
	大山崎町				1		1	1			
	小 計		8		2		10	5			
山城北	宇治市	3	49	13	9	74	5				
	城陽市	19	28	3		50	21				
	久御山町	2				2	1				
	八幡市	1	18			19	2				
	京田辺市	5				5	4				
	井手町	1	1			2	2				
	宇治田原町	2				2	2				
	小 計	33	96	16	9	154	37				
	山城南	木津川市	1	1			2	2			
笠置町											
和束町											
精華町			4			4	1				
南山城村											
小 計	1	5			6	3					
南 丹	亀岡市	3	52	22	26	103	6				
	南丹市	1	12	1	1	15	3				
	京丹波町										
	小 計	4	64	23	27	118	9				
中丹西	福知山市	20	37	19	7	83	12				
	小 計	20	37	19	7	83	12				
中丹東	舞鶴市	24	46	15	10	95	10				
	綾部市	2				2	2				
	小 計	26	46	15	10	97	12				
丹 後	宮津市	10	94	1		105	3				
	京丹后市	1	2	2		5	2				
	伊根町										
	与謝野町				1	1	1				
	小 計	11	96	3	1	111	6				
計			95	352	78	54	579	84			
京 都 市			12	44	21	18	95	20			
合 計			107	396	99	72	674	104			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料76 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設（ばい煙・粉じん）の設置状況（令和7（2025）年3月末現在）

（特定工場含まず）

保健所	市町村	種 項 施 設	ばい煙に係る特定施設												一般粉じんに係る特定施設						
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	工場・事業場数	2	3	4	5	合計	工場・事業場数
			廃棄物焼却炉	漂白施設等	張合せ機械等	グラビア印刷施設等	反応施設等	ゴム製品混練施設等	腐食施設等	酸洗浄施設等	配合施設等	プラスチック等	ドライクリーニング施設			吹付塗装施設	加工機械	粉砕施設等	後処理製品		
乙訓	向日市			31		29			48		8	5	121	17							
	長岡京市		2			40			76		6	1	125	17							
	大山崎町					1	2	66	6	3		4	82	6							
	小計		2	31		70	2	66	130	3	14	10	328	40							
山城北	宇治市		6	1	2	111			80	23	23	14	260	68	10	41	6		57	5	
	城陽市		74	6		5	4	14	18	12	5		138	31							
	久御山町		14		5	4	6		91	27	3	24	174	41			4		4	2	
	八幡市				2	5			54	3	4	3	71	24							
	京田辺市		2	1	13	11			15	25	2	1	70	14			3		3	2	
	井手町		2						9	10			21	3							
	宇治田原町		1	1	10			1	50	10	4	1	78	18			1		1	1	
	小計		99	9	32	136	11	14	317	110	41	43	812	199	10	41	14		65	10	
山城南	木津川市			1	1			45	3	5		1	56	7							
	笠置町																				
	和束町																				
	精華町							3	1				4	2							
	南山城村																				
	小計			1	1			3	45	4	5		60	9							
南丹	亀岡市		8		2			39	13	12	6	80	33			1		1	1		
	南丹市					11		4	6	5	1	27	9								
	京丹波町				1	67			2	6			76	9							
	小計		8		3	78		4	47	24	13	6	183	51			1		1	1	
中丹西	福知山市		1	3	4	199	10		369	21	19	13	639	70	70		32	1	103	8	
	小計		1	3	4	199	10		369	21	19	13	639	70	70		32	1	103	8	
中丹東	舞鶴市			12					19	6	19	28	84	44			1		1	1	
	綾部市					50	28		46	35	6	1	166	37			1		1	1	
	小計			12		50	28		65	41	25	29	250	81			2		2	2	
丹後	宮津市		18						1		6	36	61	35			1		1	1	
	京丹後市		95			17		5	40	2	18	63	240	59		1	6		7	2	
	伊根町											1	1	1							
	与謝野町		3						1		9	19	32	28			10		10	4	
	小計		116			17		5	42	2	33	119	334	123		1	17		18	7	
計		226	56	40	550	54	134	974	206	145	221	2,606	573	80	42	66	1	189	28		
京都市		206	17	51	368		4	1,541	184	353	302	3,026	899	5	52	37	3	97	27		
合計		432	73	91	918	54	138	2,515	390	498	523	5,632	1,472	85	94	103	4	286	55		

資料77 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況（令和7(2025)年3月末現在）

保健所	市町村	項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	
		施設	化学製品乾燥施設	吹付塗装施設	塗装乾燥施設	離紙、乾燥施設（シート）	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ（シール）はく	接着乾燥施設（4を除く。）	オフセット輪転印刷乾燥施設	グラビア印刷乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	施設数
乙訓	向日市		4									4	1
	長岡京市		2		1							3	1
	大山崎町			10	4							14	3
	小計		6	10	5							21	5
山城北	宇治市			1								1	1
	城陽市				4							4	3
	久御山町												
	八幡市		2			1						3	2
	京田辺市					12			6			18	1
	井手町												
	宇治田原町					4			4			8	2
小計		2	1	4	17			10			34	9	
山城南	木津川市												
	笠置町												
	和束町												
	精華町												
	南山城村												
小計													
南丹	亀岡市				2	5			1			8	3
	南丹市				5							5	1
	京丹波町												
小計				7	5			1			13	4	
中丹西	福知山市		4			3	4					11	6
	小計		4			3	4					11	6
中丹東	舞鶴市			4	1							5	2
	綾部市		4									4	1
	小計		4	4	1							9	3
丹後	宮津市												
	京丹後市												
	与謝野町												
	伊根町												
小計													
計			16	15	17	25	4		11			88	27
京都市			1			2	2		3			8	2
合計			17	15	17	27	6		14			96	29

資料78 アスベスト大気環境調査結果(令和6(2024)年度)

地域分類	名 称	所在地	結果 (本/リットル)	備 考 (左の「地域分類」における 令和5年度全国調査結果)
住宅地域	宇治総合庁舎	宇治市	0.37、0.39	0.052~2.0
	亀岡総合庁舎	亀岡市	0.071、0.17	
	峰山総合庁舎	京丹後市	0.071、0.14	
商工業地域	衛生環境研究所(伏見)	京都市	0.38	<0.056~1.3
	長岡京市役所	長岡京市	0.090、0.11	
	中丹東保健所	舞鶴市	0.11、0.12	
幹線道路	国道171号	大山崎町	0.090、0.17	<0.056~0.49
	国道1号	八幡市	0.11、0.14	

(出典：環境省)

資料79 環境放射線監視結果の概要 (1) (令和6(2024)年度)

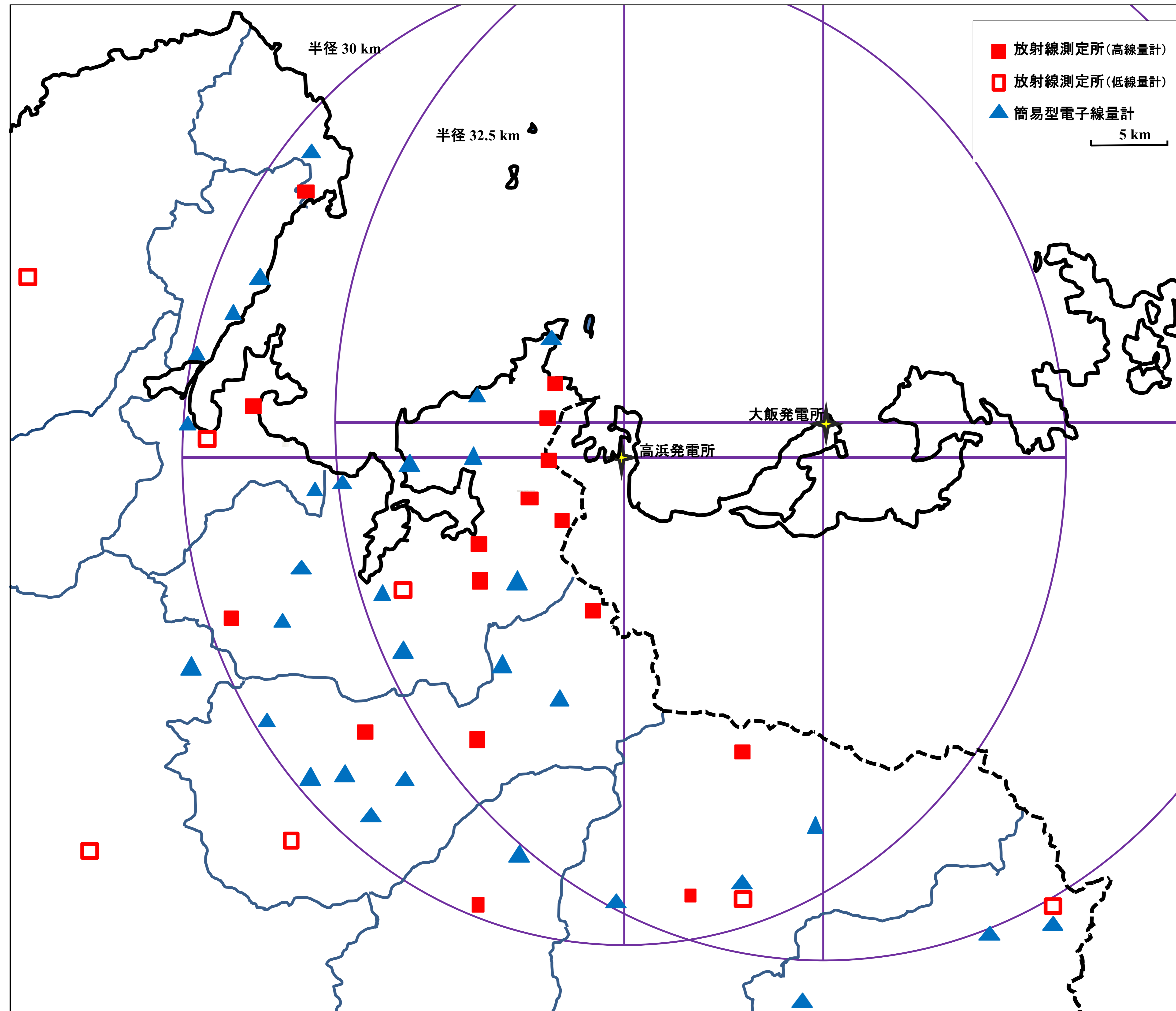
区分	測定項目	調査地点		調査回数	調査結果				
空間線量モニタリング	空間放射線 空気吸収 線量率	放射線測定所 14箇所	1	大山測定所	連続	年平均値 ($\mu\text{Gy/h}$)	0.030		
			2	吉坂測定所			0.035		
			3	倉梯測定所			0.035		
			4	塩汲測定所			0.035		
			5	岡安測定所			0.037		
			6	老富測定所			0.042		
			7	日出測定所			0.037		
			8	上司測定所			0.049		
			9	地頭測定所			0.039		
			10	上杉測定所			0.029		
			11	八津合測定所			0.037		
			12	盛郷測定所			0.050		
			13	島測定所			0.036		
			14	本庄測定所			0.036		
		固定型ポスト (1m) 5箇所(府独自)	1	峰山測定所			0.056		
			2	福知山測定所			0.037		
			3	亀岡測定所			0.047		
			4	乙訓測定所			0.046		
			5	宇治測定所			0.040		
		固定型ポスト (1m) 9箇所(国委託)	1	宮津測定所			0.048		
			2	倉谷測定所			0.050		
			3	綾部測定所			0.037		
			4	美山測定所			0.034		
			5	園部測定所			0.047		
			6	久多測定所			0.053		
			7	上京測定所			0.067		
			8	伏見測定所			0.055		
			9	木津測定所			0.050		
		環境放射能測定車 による定点測定 3箇所	1	河辺原地区			0.033~0.038		
			2	三浜地区			0.023~0.026		
			3	多門院地区			0.023~0.026		
		環境放射線調査車 による走行サーベイ 11ルート	ルート1	東舞鶴地域			0.026~0.095		
			ルート2	東舞鶴地域			0.027~0.057		
			ルート3	綾部老富地区			0.030~0.053		
			ルート4	綾部・西舞鶴地域			0.029~0.056		
			ルート5	福知山市区			0.043~0.061		
			ルート6	伊根・橋北地区			0.036~0.065		
			ルート7	宮津・栗田・由良地区			0.037~0.064		
			ルート8	京丹波町地域			0.029~0.055		
			ルート9	南丹市美山町地域			0.041~0.051		
			ルート10	京北上弓削町地域			0.055~0.076		
			ルート11	広河原・久多地域			0.056~0.072		
		浮遊じん	全アルファ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所			連続	年平均値 (Bq/m^3)	1.3~2.1
			全ベータ放射能						1.9~3.6

資料80 環境放射線監視結果の概要 (2) (令和6(2024)年度)

区分	測定項目	調査対象		調査地点	調査回数	調査結果									
						核種	単位	調査結果の範囲							
セシウム	浮遊じん	-	-	吉坂測定所、老富測定所、塩汲測定所	12回	¹³⁷ Cs	μBq/m ³	不検出							
						¹³⁴ Cs	μBq/m ³	不検出							
	降下物	雨水・ちり	-	吉坂測定所	12回	¹³⁷ Cs	MBq/km ²	不検出							
						¹³⁴ Cs		不検出							
	陸水	河川水	源水	与保呂水源地	1回	¹³⁷ Cs	mBq/L	不検出							
									朝来川、上林川、鴨瀬谷川、大手川、由良川(南丹市)、大浦半島三浜川						
	陸土	-	-	大山、金剛院、岡安、老富、倉梯Ⅱ、知井、養老、広河原	1回	¹³⁷ Cs	Bq/kg乾土	不検出~1.0×10							
	農畜産物	米	-	大山、吉坂、杉山、老富、野原、金剛院地区	1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~3.7×10 ²							
								大根	大山、杉山地区	¹³⁷ Cs	不検出				
								生椎茸	大山地区	¹³⁷ Cs	1.8×10 ³				
								馬鈴薯	大山、杉山地区	¹³⁴ Cs	不検出				
								きゅうり	大山、杉山地区	¹³⁷ Cs	不検出				
								牛乳	多祢寺地区	¹³⁷ Cs	不検出				
	指標植物	松葉	-	大山、岡安、老富地区	1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~3.1×10							
								よもぎ	大山、吉坂、杉山、丸山、老富地区	¹³⁷ Cs	不検出~1.5×10 ²				
	海洋生物	めばる	-	毛馬立島	1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	6.7×10~7.3×10							
								さざえ	島	¹³⁷ Cs	不検出				
								なまこ	立井地	¹³⁷ Cs	不検出~2.4×10				
								わかめ	沖	¹³⁷ Cs	不検出				
あじ								先	¹³⁷ Cs	6.1×10					
あおりいか								沖	¹³⁷ Cs	不検出					
うまづらはぎ								田井	¹³⁷ Cs	3.3×10					
いか								沖	¹³⁷ Cs	不検出					
まいわし	沖	¹³⁷ Cs	不検出												
指標海洋生物	ほんだわら	毛馬立島	田井	沖	1回	¹³⁷ Cs	不検出								
海底沈積物	表層土	-	St. 1 St. 2 St. 3	2回	¹³⁷ Cs	Bq/kg乾土	9.2×10 ⁻¹ ~1.6								
海水	表層水	-	St. 3	2回	¹³⁷ Cs	mBq/L	1.7~1.8								
ヨウ素	ガス状ヨウ素	活性炭ろ紙	吉坂測定所	4回	¹³¹ I	μBq/m ³	不検出								
トリチウム	陸水	河川水	朝来川、上林川、鴨瀬谷川、大手川、由良川(南丹市)、大浦半島三浜川	1回	³ H	Bq/L	不検出~0.54								
ストロンチウム	陸土	-	広河原、知井、倉梯、養老地区	1回	⁹⁰ Sr	Bq/kg乾土	不検出								
ストロンチウム	農畜産物	米	大山地区	1回	⁹⁰ Sr	mBq/kg生	不検出								
								牛乳	多祢寺地区	⁹⁰ Sr	mBq/L	不検出			
								指標植物	よもぎ	大山、吉坂地区	2回			180~520	
								海洋生物	めばる	毛馬立島	沖	1回	⁹⁰ Sr	mBq/kg生	不検出
								海洋生物	なまこ	毛馬立島	沖	1回			不検出
								指標海洋生物	ほんだわら	毛馬立島	沖	1回			46

(注) St. 1 北緯35° 35' 18"、東経135° 28' 56"
 St. 2 北緯35° 35' 25"、東経135° 30' 05"
 St. 3 北緯35° 33' 54"、東経135° 29' 43"

資料81 京都府北部地域における放射線測定所設置状況（令和7（2025）年12月末現在）



資料82 環境放射線測定所設置箇所一覧(令和7(2025)年12月末現在)

(原子力発電所周辺監視(国費) 14カ所)

測定所名	所在地
大山	舞鶴市大山中田241-3(大山集会所付近)
吉坂	舞鶴市吉坂墓ノ下86-4
倉梯	舞鶴市八反田北町115
塩汲	舞鶴市笹部前田115
岡安	舞鶴市岡安場々23-1(青葉山ろく公園)
老富	綾部市老富町遊里の下11-1
日出	伊根町字日出651(伊根町役場)
上司	宮津市字上司1567-1(海洋高等学校)
地頭	舞鶴市字地頭523-2(元岡田上小学)
上杉	綾部市上杉町日後30(スポーツ総合運動公園内)
八津合	綾部市八津合町縄手1(観光センター内)
島	南丹市美山町島往古瀬15-1(南丹市役所美山支所内)
本庄	京丹波町本庄庄垣21(和知バス車庫内)
盛郷	南丹市美山町盛郷上田36-3

(環境放射能水準調査(国費) 9カ所)

測定所名	所在地
久多	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
美山	南丹市美山町安掛(南丹土木事務所美山出張所)
木津	木津川市木津上戸18-1(木津総合庁舎)
上京	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2(京都府庁西別館)
伏見	京都市伏見区村上町395(保健環境研究所)
園部	南丹市園部町小山東町藤ノ木21(園部総合庁舎)
綾部	綾部市川糸町丁畠10-2(綾部総合庁舎)
倉谷	舞鶴市字倉谷1350-23(中丹東保健所)
宮津	宮津市字吉原2586-2(宮津総合庁舎)

(府単独設置 5カ所)

測定所名	所在地
峰山	京丹後市峰山町丹波855(丹後広域振興局)
福知山	福知山市篠尾新町一丁目91(福知山総合庁舎)
亀岡	亀岡市荒塚町1-4-1(南丹広域振興局)
宇治	宇治市宇治若森7-6(山城広域振興局)
乙訓	向日市上植野町馬立8(乙訓総合庁舎)

(関西電力株式会社設置 2カ所)

測定所名	所在地
田井	舞鶴市字田井97-2(元田井小学校)
夕潮台	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)

(簡易型電子線量計(国費) 31カ所)

測定所名	所在地
久多Ⅱ	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
広河原	京都市左京区広河原能見町87(元堰源小学校)
京北	京都市右京区京北上弓削町弾正27(京北第三小学校)
有路下	福知山市大江町二箇1197(有路下体育館)
三浜	舞鶴市三浜676-1(元丸山小学校)
平	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)
千歳	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)
与保呂	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)
池内	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)
相生	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)
丸田	舞鶴市丸田(由良川小学校前消防用地)
神崎	舞鶴市字西神崎257(元神崎小学校)
岡田	舞鶴市字久田美930番地(岡田小学校)
成生	舞鶴市字成生36-2(成生漁村センター)
睦寄	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター)
五泉	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘)
十倉名畑	綾部市十倉名畑町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里)
旭	綾部市橋上町千原地先(市道橋上旧府道線敷)
綾部・岡安	綾部市岡安町助ヶ鼻16番1(農村婦人の家下駐車場)
星原	綾部市星原町堂前32番(ほ場整備の余地)
志賀郷	綾部市志賀郷町丁田8番(志賀小学校)
杉末	宮津市字万年(杉末会館駐車場)
由良	宮津市字石浦小字川尻333-2(もみじ公園下)
府中	宮津市字中野468番地(府中小学校)
日置	宮津市字日置1230(日置小学校)
養老	宮津市字里波見169(波見の里センター)
知井	南丹市美山町中勘定10(元知井小学校)
美山Ⅱ	南丹市美山町安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)
大野	南丹市美山町三埜南畑28(元大野小学校)
下粟野	京丹波町下粟野シヲタケ59番地(下粟野農業集落排水処理場)
井室	伊根町字井室(井室消防車庫横)